

随意契約ガイドライン

令和2年(2020年)7月

令和5年(2023年)4月改正

つくば市

目 次

1	随意契約ガイドラインについて	1
2	随意契約における適切な判断の必要性について	1
3	随意契約により契約を締結する場合の留意事項	
	(1) 根拠法令の明確化	2
	(2) 有利性の説明責任	2
	(3) 少額の随意契約執行に係る留意点	2
	(4) 特命随意契約をする場合の説明責任	2
4	令第167条の2第1項各号の適用について	
	(1) 地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするとき	3
	(2) 契約の性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき	4
	(3) 特定の施設等から物品及び役務の調達をする契約をするとき	7
	(4) 地方公共団体の長の認定を受けた者からの新商品等を調達する契約をする とき	9
	(5) 緊急の必要によるもの	10
	(6) 競争入札に付することが不利なもの	12
	(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの	14
	(8) 競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき	15
	(9) 競争入札において落札者が契約を締結しないとき	16
5	見積書の徴収について	17
6	随意契約事務の手順	18

(令和2年(2020年)7月1日策定)

(令和5年(2023年)4月1日改正)

1 随意契約ガイドラインについて

地方公共団体の契約方法の原則が一般競争入札であることから、例外規定である地方自治法施行令第167条の2第1項の規定に基づく随意契約を締結する場合には、個々の契約ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等について、契約内容を客観的、総合的に判断することで、公正性、経済性を確保し、市民に対する説明責任を果たすとともに、随意契約の適正かつ円滑な運用を確保する必要がある。

このガイドラインは、本市が締結する随意契約についての標準的な解釈・指針を示すものとして定めるものである。

2 随意契約における適切な判断の必要性について

- (1) 随意契約には、単数の者から見積書を徴する「特命随意契約」と複数の者から見積書を徴する「競争見積方式による随意契約」がある。「特命随意契約」と「競争見積方式による随意契約」のいずれを適用するかについては、地方自治法、同法施行令（以下「令」という。）、つくば市契約規則（以下「契約規則」という。）やその業務内容等を基に適正に判断をする必要がある。
- (2) 随意契約の執行に当たっては、契約規則第27条第1項の規定により、原則、複数の者から見積書を徴する必要がある。ただし、契約規則第27条第2項各号のいずれかに該当する場合は、単数の者から見積書を徴することができる。
- (3) 随意契約による場合には、令第167条の2第1項第1号に該当する場合（ただし、特命随意契約によるものを除く。）を除き、随意契約及び業者選定の具体的理由を随意契約調書に記載する必要がある。
- (4) このガイドラインを参考にしながら、随意契約とする場合でも、できる限り競争性の確保を念頭において、随意契約の適正な執行に努め、随意契約によるかどうかは、契約ごとの内容・性質・目的のほか、経済性、緊急性等を総合的に検証して慎重な判断が必要である。

【読替え】

地方公営企業法の適用を受ける発注機関については、このガイドライン中「地方自治法施行令第167条の2第1項各号」を「地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号」に読み替えるものとする。

3 随意契約により契約を締結する場合の留意事項

随意契約による場合は、次の事項に留意し、慎重に執り行うこと。

(1) 根拠法令の明確化

随意契約による場合は、令第167条の2第1項第1号から第9号までのどの号に該当するかを明らかにする必要がある。

(2) 有利性の説明責任

随意契約による場合も、競争の理念に基づき、できる限り複数の者から見積書を徴して、それらの者の価格を比較検討し、最も有利な価格で見積りをした者を契約の相手方に決定するのが原則である。よって、価格の有利性よりも優先される事由による場合は、その内容を具体的に説明できることが必要である。単に「過去の実績」や「業務に精通している」、「特殊な業務」等のみを理由に随意契約とすることは適切ではない。

(3) 少額の随意契約執行に係る留意点

契約規則第26条は、一定金額以下の契約について事務の軽減を趣旨に随意契約ができる規定である。

したがって、本来、競争入札に付すべき事案を合理的な理由もなく、意図的に分割してはならない。

(4) 特命随意契約をする場合の説明責任

特命随意契約をする場合は、透明性を高めるため、どのような検証を行い、どのような理由で、1者しかないと判断したのか等の過程（理由）を具体的に明らかにしないと、市民に対する説明責任を問われることになる。以下の事項を参考にすること。

- ① 他課・機関で類似業務が想定される場合、契約状況を確認すること。
- ② 近隣自治体等で類似業務が想定されている場合、契約状況を確認すること。
- ③ 「特別な技術、機器、設備」を理由とする場合、1者しかない状況を具体的に説明できること。
- ④ 契約相手方は、委託する主要な業務を再委託する実態はないか確認すること。
- ⑤ 複数年同一業者と契約している場合、新規業者の参入等の状況変化で複数者の参加が可能となっていないか確認すること。
- ⑥ 仕様等の変更や業務の分離・分割等で入札ができる余地はないか確認すること。

※ 契約規則様式第10号の「随意契約及び業者選定の具体的理由」欄には、説明責任を考慮した具体的かつ明確な理由を必ず記載すること。

4 令第167条の2第1項各号の適用について

(1) 地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするとき

(令第167条の2第1項第1号)

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

【適用基準】

事務の効率性の観点から契約の種類に応じた一定金額以内のものについては、本号により随意契約によることができることとされている。

契約規則第26条では、令別表第5に基づき、次のように定めている。

- ア 工事又は製造の請負 130万円
 - イ 財産の買入れ 80万円
 - ウ 物件の借入れ 40万円
 - エ 財産の売払い 30万円
 - オ 物件の貸付け 30万円
 - カ 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円
- ※ 委託や役務の提供、印刷請負は上記カに含まれる。

【特記事項】

- ① 他の号の理由と併合した場合には、原則として第1号が優先適用となる。
- ② 地方公共団体の契約方法の原則は一般競争であることから、例外規定である随意契約の本号を該当させるため、意図的に分割して発注してはならない。
- ③ 単価契約については、総数量を定めているもの又は予算で予定額が積算されているものについては、その予算総支出額により判断する。
- ④ 予定価格が50万円未満のもので、需用費、役務費又は備品購入費の各科目での小規模な修理・修繕等については、つくば市小規模修理・修繕契約希望者登録要領に基づく登録業者を優先的に活用する。
- ⑤ 契約規則第27条第2項各号に該当する等、特命随意契約となる場合には、契約規則様式第10号の「随意契約及び業者選定の具体的理由」欄に、その旨を記載するこ

と。

- ⑥ 本号による契約（見積書徴収）の相手方は、つくば市入札参加者選定等取扱要綱に基づく登録業者又はつくば市小規模修理・修繕契約希望者登録要領に基づく登録業者に限定される。

(2) 契約の性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき

(令第167条の2第1項第2号)

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

【適用基準】

この号においては、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」であるかどうかによって随意契約の適否が決定されることとなる。ここで、「その性質又は目的」とは、通常は「契約の内容」と解され、契約の内容が競争入札に適しない場合に適用する。

契約の内容から当該契約者以外の者に履行させることが業務の性質上不可能であるかを判断する。契約目的を達成するための履行条件を満たす者が、契約時点において選択肢が無く特定されていることが必要である。

【工事請負契約関係】

- ① 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合
 - ア 特許工法や新開発工法等を用いる必要がある工事
 - イ 文化財その他極めて特殊な建物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事
 - ウ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事
 - エ ガス事業法等の法令等の規定に基づき、施工者が特定される工事
- ② 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に特に精通した者に施工させる必要がある場合
 - ア 本施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、当該試験施工者に施工させなければならない工事
 - イ 既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事
 - ウ 埋蔵文化財の調査、発掘等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事
- ③ 企画提案方式等により契約の相手方を予め特定している工事

【物品買入・業務委託等契約関係】

- ① 額面価格が定められているものなど、競争性がないと認められる場合
・つくば市契約規則第27条第3項
(官報、県報、収入印紙、郵便切手、新聞等)
- ② 地方公共団体の行為を秘密にする必要がある場合
・試験問題の印刷物の発注等
- ③ 契約の目的物が特定の者でなければ納入できない場合
・不動産の買入れ等
- ④ 特殊な性質を有する品物の買入れ、買入れ先が特定されている特殊な技術（特許等）を必要とする場合
・市有の材木を売払い、その材木で特殊な机を製造させるような場合等
- ⑤ 市が試験をするため物品の製造等をさせる場合
・特殊な規格、品質等が要求される場合等
- ⑥ 特定のものでなければ役務を提供することができない場合
・特殊な技術を用いて設計・施工した施設・設備の保守・点検業務の場合等
- ⑦ 電算システムについて、当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできない改造、改良、保守、点検等を実施する場合
- ⑧ 既存の電算システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれのある場合
- ⑨ 法令等により契約の相手方が特定されている場合
- ⑩ 市内の医療機関で健康診断等を受診できるようにするため、医療機関と締結する健康診断業務等を実施する場合
- ⑪ 施設の維持管理において、他の施設（市以外の者が所有管理する施設を含む。）と一体的に維持管理しなければ業務上支障が生ずるため、他の施設の維持管理をしているものに委託する場合
- ⑫ 契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者が1者に特定される場合
- ⑬ 企画提案方式等により契約の相手方を予め特定している業務

【特記事項】

- ① 本号は特命随意契約の場合に多く適用されているが、後述の第6号と判断を誤ることのないように確認すること。
- ② 令和元年（2019年）12月16日付31契検第411号「一般競争入札において参加可能業者が少数の取扱いについて（通知）」を適用し、随意契約を行う場合は本号が適用となる。

《注意事項》

本号を適用する手続として、仕様内容を民間事業者のノウハウにより、より一層の向上を要求するコンペ、プロポーザル方式があげられるが、これらの方式の採用に当たっては、参加業者の範囲の特定及び内容審査等について、公正性、透明性の確保に留意することが必要であり、候補者選定委員会の設置や公募型による選定が望ましい。

※ 業務委託に関しては「つくば市プロポーザル方式による契約相手方の選定に関するガイドライン」による。

(3) 特定の施設等から物品及び役務の調達をする契約をするとき

(令第167条の2第1項第3号)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第25項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第10条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第2条第1項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

【適用基準】

本号では、障害者福祉等の増進といった一定の政策目的のために必要な随意契約を締結することができるかとされている。

本号による随意契約の対象となるのは、福祉関連施設等において製作された物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をする場合である。なお、工事請負契約は該当しない。

【特記事項】

本号を適用し、随意契約を締結する場合は、契約規則第26条の2の規定に基づき、契約を締結する前及び契約を締結した後に、必要事項を市のホームページ等で公表することが必要である。

(4) 地方公共団体の長の認定を受けた者からの新商品等を調達する契約をするとき

(令第167条の2第1項第4号)

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

【適用基準】

本号の規定に基づき、地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約をするときには、随意契約により行うことができることされている。

地方自治法施行規則第12条の3により認定を受けた事業者は、他に類がないものを生産、加工又は役務の提供において、その生産物等には新規性があり、他の者による同類の生産物若しくは役務よりも優れた機能性があること、地方公共団体はその機能性からもたらされる利益をさらに享受することができることから、これらを調達することは、経済性及び競争性の原則の支障にならないものであると考える。

この号による随意契約の対象となるのは、新商品の買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約であり、工事請負契約や測量・建設コンサルタント等業務に係る契約などは該当しない。

【特記事項】

本号を適用し、随意契約を締結するためには前号と同様に、契約規則第26条の2に基づき、契約を締結する前及び契約を締結した後に、必要事項を公表が必要である。

(5) 緊急の必要によるもの

(令第167条の2第1項第5号)

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

【適用基準】

「緊急の必要のあること」及び「競争入札に付すると契約の目的を達することができなくなること」の二つの要件を備える必要がある。例えば、災害時において競争入札の方法による手続を取っていたのでは、その時期を失い、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、人命上、経済上はなほだしく不利益を被る場合

本号を適用する際には、次の事項に留意することが必要である。

- ① 客観的性質から緊急性が必要であり、事務処理が間に合わない等の事務の遅延により競争入札に付する期間が確保できないというような理由では本号を適用することはできない。
- ② 緊急の対応を行わなければ、市民生活等へ重大な影響が生じるおそれがある場合には適用できる。
- ③ 市民生活等への影響を考慮して判断するものであり、事故や故障をもって直ちに随意契約できるものではない。
- ④ 可能な場合には、複数の事業者から見積りを徴するなど、経済的合理性に留意すること。

【工事請負契約関係】

緊急に施工しなければならない工事であって、競争入札に付す時間的な余裕がない場合

- ① 堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害に伴う応急工事
- ② 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
- ③ 災害の未然防止のための応急工事

【物品買入・業務委託等契約関係】

緊急に施行しなければならない業務等であって、競争入札に付す時間的な余裕がない場合（緊急に対応しなければ市民生活に多大な影響を及ぼすと認められるもの）

- ① 道路陥没、自然災害等に伴い応急的な復旧のため必要とするもの
- ② 電気、機械設備等の故障に伴い緊急に復旧を必要とするもの
- ③ 災害の未然防止のために緊急に必要とするもの

- ④ 感染症発症時において、蔓延防止のための薬品、衛生材料等の緊急に必要とするもの
- ⑤ O Aシステム・インターネットを通じた申請・申込システム等の市民サービスを提供している場合で、緊急に復旧をしなければ、市民生活に多大な損害や利便性低下が生じる場合
- ⑥ 解散選挙などのように、法令等の規定により業務を行う期間が短いため緊急に必要とするものを調達する場合

【特記事項】

設備機器等に関する事故発生時や災害時等、緊急の必要により競争入札に付する時間的余裕がないときのほかは適用せず、濫用は許されない。したがって、単に事務処理が間に合わないという理由のみでは適用すべきではない。

(6) 競争入札に付することが不利なもの

(令第167条の2第1項第6号)

競争入札に付することが不利と認められるとき。

【適用基準】

「競争入札に付することが不利」の解釈は、価格面の有利、不利があるが、次に掲げるように、その業務の品質、期間、安全性等も考慮して決定することが要求される。

- ① 契約履行中の者に履行させた場合には、履行期間の短縮、経費の削減が確保できる等が有利と認められるとき。
- ② 現に契約履行中の契約に直接関連する契約で一定の条件を満たしたとき。
- ③ 早急に契約をしなければ、契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約しなければならないこととなるおそれがあるとき。
- ④ 契約の履行に当たり、ノウハウ、データ等の取得、業務への習熟、対象となる市民等の協力を得るための信頼関係の醸成その他の当該契約においてのみ要求される知識、能力等を有することが必要な契約を締結しようとする場合

【工事請負契約関係】

- ① 現に契約履行中の施工者に履行させることにより、工期の短縮、経費の削減が確保できる等有利と認められる場合
 - ア 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事
 - イ 本体工事と密接に関連する附帯的な工事
- ② 施工中の工事（前工事）に引き続き施工される工事（後工事）で、前工事の施工者に施工させることにより、工期の短縮、経費の削減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合
 - ア 前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、契約不適合責任の範囲が不明確になる等のおそれがあり、両工事が密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる後工事
 - イ 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、当該工事の安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の削減が確保できるものに限る。）

- ③ 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させることにより、工期の短縮、経費の削減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる場合
 - ア 鉄道の工事等と立体交差する道路工事等の当該交差箇所での工事
 - イ 他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事

【物品買入・業務委託等契約関係】

- ① 現に契約履行中の者に履行させることにより、履行期間の短縮、経費の削減が確保できる等有利と認められる場合
 - ア 当初予期し得なかった事情の変化等により必要になった追加業務
 - イ 本体業務と密接に関連する附帯的な業務
 - ウ 施設管理業務等、継続を要する業務（年度当初など入札をする時間的余裕がない場合において、入札を実施し新たな業者が業務を遂行できるまでの間の現受託者との契約）
- ② 引き続いて委託する業務で、継続して施行させた場合、履行期間の短縮、経費の削減、安全・円滑かつ適切な施行が確保できる等有利と認められる場合
 - ア 継続して行うことにより一体の成果物（完成して初めて委託業務の目的を果たすものに限る。）の完成を目的とし、業者が異なる場合は契約不適合責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるもの
 - イ 前後の業務が密接な関係にあり、かつ、前業務内容が後の業務委託に重大な影響を及ぼすと認められるもの（期間の短縮、経費の削減が確保できるものに限る。）
- ③ 他の所管の発注に係る現に履行中の業務で、当該履行中の者に受託させることにより、履行期間の短縮、経費の削減に加え、円滑かつ適切な履行の確保を図ることができると認められる場合

【特記事項】

- ① 本号の有利、不利の解釈は、主には価格面の有利、不利があるが、その業務の品質、期間、安全性も考慮して決定する。
- ② 発注した工事において設計変更が必要になった場合は、工事請負契約における設計変更等ガイドラインに基づき適正な判断により行う。
- ③ 現に契約履行中の工事又は業務等の契約変更の場合は、本号が該当する。

(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの

(令第167条の2第1項第7号)

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

【適用基準】

「時価に比して著しく有利な価格」についての考え方は、一般的に品質、性能等が他の物件と比較して問題が無く、かつ、予定価格（時価を基準としたもの）から勘案しても、競争入札に付した場合より誰が見てもはるかに有利な価格で契約できる場合である。

また、「調達品質の確保」という観点からも慎重に検討を行い、判断をする必要がある。

【工事請負契約関係】

- ① 特定の施工者が、施工に必要な資材等を当該現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約することにより、競争入札に付した場合よりも著しく有利な価格で契約できると認められる場合
- ② 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することにより、競争入札に付した場合よりも著しく有利な価格で契約できると認められる場合

【物品買入・業務委託等契約関係】

- ① 特定の者が、過去に受注した業務のノウハウ・資料や資産等を所有するため、当該者と随意契約することにより、競争入札に付した場合より著しく有利な価格で契約できると認められる場合
- ② 特定の者が開発したシステム等を利用することにより、競争入札に付した場合よりも著しく有利な価格で契約できると認められる場合
- ③ 競争の余地のない物品の買入で、公益的理由により有利な価格で契約できると認められる場合

【特記事項】

「時価に比して著しく有利な価格」の判断基準は明確にできるものではなく、「競争入札に付した場合より安価」になる事の判断も不確定であることから7号を適用する場合は、市場調査を行う等、慎重に決定することが必要である。

(8) 競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき

(令第167条の2第1項第8号)

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

【適用基準】

「競争入札に付し入札者がいないとき」とは、一般競争入札の公告をし、又は指名競争入札に係る指名通知を行ったにもかかわらず、次の①に示すように入札者がいないとき。

「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」には、日時を改めて再度競争入札に付すことができるが、改めて競争入札に付す時間がない場合があることから、随意契約によることができるとされている。

- ① 一般競争入札においては、参加者が無い場合、指名競争入札においては入札辞退者等があり、2者以上の入札者がいない場合
- ② 再度の入札に付しても落札者がいない場合

【特記事項】

- ① 本号を適用する場合は、時間的余裕の有無により判断し、余裕がある場合は、必要措置を講じた上で、再度公告入札に付する。
- ② 本号を適用する場合でも、見積書の徴収が必要である。
- ③ 見積を徴収する事業者数は、つくば市入札参加者選定等取扱要綱別表第3及び第4に準じるものとする。
- ④ 本号を適用して随意契約する場合は、予定価格その他の条件（契約保証金及び履行期限を除く。）の変更はできない。（令第167条の2第2項）

《注意事項》

「再度の入札」とは、1回目の入札で入札参加者があったものの、落札者がいない場合において、入札の公告時に「再度入札」を明記したものに限り行う入札をいう。

「再度公告入札」とは、開札の結果、応札者があったものの落札者がいない場合のほか、入札参加者がいない場合において、再び公告をした後に改めて行う入札をいう。

(9) 競争入札において落札者が契約を締結しないとき

(令第167条の2第1項第9号)

落札者が契約を締結しないとき。

【適用基準】

競争入札に付した場合において、落札者の決定後、当該落札者が契約を締結しないときは履行の意思がないものと認め、落札金額の範囲内で他の者と随意契約をすることができる。

この場合においては、当該落札者の次順位の者に見積書の提出を求め、落札候補者を決定し、事後審査により条件を満たした際には落札者と決定する。落札金額に達しないとき及び条件を満たさないときには、さらに次順位の者に見積書の提出を求めることとする。

本号においては、落札金額の制限内で行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。(令第167条の2第3項)

《注意事項》

入札に参加した全員が落札金額に達しなかった場合及び条件を満たさない場合は、設計内容や仕様書を変更した上で、再度競争入札を行う。

5 見積書の徴収について

随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方式の例外であることを十分認識し、随意契約の執行に当たっても、競争性により、有利な契約を締結できる可能性がある場合には、複数の者より見積書を徴収することが原則である。見積書の徴収について、契約規則では、以下のように定めている。

契約規則第27条

<p>第1項 随意契約を締結しようとするときは、契約条項、設計書、仕様書その他見積りに必要な事項を示して、2人以上から見積書を徴収しなければならない。</p>
<p>第2項 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、随意契約を締結しようとする者から見積書を徴収することにより、他の者から見積書を徴収しないことができる。</p> <p>(1) 契約の性質又は目的により契約の相手方が特定される時。</p> <p>(2) 予定価格が50万円未満の工事請負契約又は30万円未満の委託契約を締結するとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がその契約の性質上2人以上から見積書を徴収する必要がないと認めるとき。</p> <p>(4) 令167条の2第1項2号、6号の内変更契約、9号。その外、同条同項各号に該当し、相手方が特定される時。</p> <p>(5) つくば市小規模修理・修繕契約希望者登録要領に該当するとき。</p> <p>（相手方が特定されるか（特命随契）については、各号の適用基準等を参考に慎重に判断してください。）</p>
<p>第3項 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書を徴収しないことができる。</p> <p>(1) 官公署と契約をする時。</p> <p>(2) 官報、県報、収入印紙、郵便切手、新聞等を購入するとき。</p> <p>(3) 水道、電気、電話等の使用契約を締結するとき。</p> <p>(4) 予定価格が10万円未満の契約を締結するとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長がその契約の性質上見積書を徴収する必要がないと認めるとき。</p>

見積書を徴収する相手方の選定は、原則として、契約規則第4条第1項で規定する入札参加有資格者名簿又はつくば市小規模登録者名簿に登載された者の中から行う。ただし、名簿に登載されている者の中から選定できない特別な事由がある場合については、名簿に登載されている者以外から選定することも可能である。

6 随意契約事務の手順

